

電気通信大学ティーチング・アシスタントに関する規程

制定 平成4年10月1日

最終改正 令和5年3月8日規程第103号

(目的)

第1条 ティーチング・アシスタント制度は、電気通信大学（以下「本学」という。）の優秀な大学院学生及び学域学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対して給与を支給することにより、大学教育の実質化と教育効果の向上及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図るとともに、当該学生の処遇の改善に資することを目的とする。

(区分及び職務)

第2条 ティーチング・アシスタントの区分及び職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学士アシスタント 学域4年生で学域の初年次教育において演習・実験等の教育補助業務を行う者
- (2) 修士アシスタント 博士前期課程に在学し、学域又は博士前期課程の演習・実験等の教育補助業務を行う者
- (3) 博士アシスタント 博士後期課程に在学し、学域又は博士前期課程の演習・実験等の教育補助業務を行う者

2 学域各類等の長が、演習・実験等の教育補助のため必要と認めるときは、大学教育センター長の承認を得て、前項各号に定める者のほか、学域学生で適性を有する者を学士アシスタントとすることができる。

(雇用期間)

第3条 雇用は、前学期、後学期、通年の別に行うものとする。

(勤務時間)

第4条 ティーチング・アシスタントの勤務時間は、当該補助を行う授業等の開講時間帯にまたがった1時間を単位として設定するものとする。

2 本学における総勤務時間数は、原則として1日6時間以内、週10時間以内とし、当該学生の教育上支障が生じないよう配慮するものとする。

(給与)

第5条 給与の1時間当たりの単価は、次の各号の定めるところによる。ただし、学長が必要と認めた場合には、この限りでない。

- (1) 学士アシスタント 1,200円
- (2) 修士アシスタント 1,300円
- (3) 博士アシスタント 1,400円

2 通勤手当等他の給与は、一切支給しない。

(手続)

第6条 各専攻及び類等の長並びに共通教育部長は、毎年度通知するところにより、当該専攻等内の雇用計画及び採用予定者を取りまとめ、学長に申請するものとする。

2 前項の場合において、学士アシスタントを雇用しようとするときは、授業科目担当教

員による推薦に基づき、当該授業科目において教育補助業務ができる専門的な資質及び能力を備えている者について申請するものとする。

- 3 学長は、第1項により申請のあった者のうちから、予算の範囲内で雇用対象者を決定するものとする。

附 則

この要領は、平成4年10月1日から実施する。

附 則 (平成6年11月28日)

この要領は、平成6年11月28日から実施する。

附 則 (平成16年4月1日)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日規程第70号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日規程第128号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第75号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月16日規程第30号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月8日規程第103号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。